

(非公式訳)

投資委員会布告

第 Sor. 2/2561 号

件名：国防産業への投資奨励

タイ国防産業の奨励場合は、デュアルユース - テクノロジーの開発を目的とし研究し、国の長期的な安定及び様々な工業の発展に役立つものである。

仏暦 2520 年 (1977 年) 投資奨励法第 16 条第 2 段落・第 18 条第・第 31 条の権限に基づき、仏暦 2557 年 (2014 年) 12 月 3 日付投資委員会布告 第 2/2557(2014 年)号に添付された 4 類の内容に業種、条件、権利恩典を決め、以下の通りを追加する。

4 類 金属製品、機械、運輸機器

業種	条件	恩典
4. 20 国防用乗物および兵器システムの製造および/または修理事業 4. 20.1 戦車、装甲車、または戦闘車両 4. 20.2 戦闘支援車両 4. 20.3 4. 20.1 の業種および 4. 20.2 の業種の製造および/または修理に使用する特殊部品	<ul style="list-style-type: none"> - 国家安全保障関連機関が同意した製造および/または修理であること - 工業規格または国防省の定めた軍事規格に従うこと - 修理の場合、重整備または高度技術で修理すること 	A2
4. 21 国防用無人システム (Unmanned System) の製造および/または修理事業、並びにその製造および/または修理に使用する部品 4. 21.1 無人地上システム (Unmanned Ground System : UGS) 例え、無人陸上車両 (Unmanned Ground Vehicle:UGV)、軍事作戦用ロボットまたは小型ロボットな	<ul style="list-style-type: none"> - 国家安全保障関連機関が同意した製造および/または修理であること - 工業規格または国防省の定めた軍事規格に従うこと - 修理の場合、重整備または高度技術で修理すること 	A1

<p>ど</p> <p>4. 21. 2 無人海事システム(Unmanned Maritime System:UMS) 例え、無人水上艦 (Unmanned Surface Vehicle:USV) と無人潜水艦 (Unmanned Underwater Vehicle) など</p> <p>4. 21. 3 無人航空システム (Unmanned Aircraft System:UAS) 例え、固定翼無人航空機、回転翼無人航空機やハイブリッド無人航空機など</p> <p>4. 21. 4. 4. 21. 1 の業種から 4. 21. 3 の業種までの製造および/または修理に使用する特殊部品。例え、機体、ロボットアーム、ロボットハンド、通信システム、カメラシステム、コンピューター、電気系統、電池など</p>		
<p>4. 22 国防用兵器および訓練器材や部品などの製造および/または修理事業</p> <p>4. 22. 1 兵器の製造または修理</p> <p>4. 22. 1. 1 銃砲</p> <p>4. 22. 1. 2 銃弾</p> <p>4. 22. 1. 3 ロケット弾、制御システム、発射車両または飛翔体誘導システム</p> <p>4. 22. 2 訓練シミュレーターまたは仮想現実訓練システム 例え、戦用乗物仮想現実訓練システム、兵器戦用乗物仮想現実訓練システム、個人または分隊用火器射撃訓練シミュレーターや統合戦域レベルシミュレーション (JTLS) など</p>	<ul style="list-style-type: none"> - 国家安全保障関連機関が同意した製造および/または修理であること - 工業規格または国防省の定めるに従うこと - 修理の場合、重整備または高度技術で修理すること - 業種の 4. 22. 1 において、民間工場の兵器生産行為 2007 年に適合し、タイ人は 51% の登録資本金を賈わなければならない。 - 4. 22. 1 の事業は 2007 年民間兵器工場法に基づき運用し、タイ人の持ち株が登録資本金の 51% 以上となっている - 4. 22. 2 の事業向けソフトウェアの設計および開発は自作であること 	<p>A2</p> <p>A1</p>
<p>4. 22. 3 4. 22. 1 の業種および</p>		<p>A1</p>

4. 22. 2 の業種の製造および/ または修理に使用する特殊部 品		
4. 23 防弾チョッキ、防弾版、 防弾シールドなどの支援器材 製造および/または修理事業	<ul style="list-style-type: none">- 国家安全保障関連機関の要求に応じた製造および/または修理であること- 工業規格または国防省の定めた軍事規格に従うこと- 修理の場合、重整備または高度技術で修理すること	A2

発効日 仏暦2561年（2018年）2月14日

布告日 仏暦 2561 年（2018 年）6 月 8 日

首相 プラーユット จันทอ์チャー

投資委員会委員長